



平成30年5月29日

大仙市議会議長 様

陳情者氏名

〒010-0951 秋田市山王六丁目2番7号

秋田弁護士会

会 長 赤 坂



地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の
継続・拡充を求める陳情書

第1 陳情事項

国において、地方消費者行政推進交付金の後継交付金措置をはじめ、以下の
ことを対応されるよう要望する旨の意見書を採択すること

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす
影響を具体的に把握するとともに、平成30年度本予算で確保できなかった
交付金額について、国として補正予算で手当てすること。
- 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度
までの水準で確保すること。
- 3 地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報をPIO-NETに登録した
り、悪質業者に対する行政処分を行うことの効果は、その地域の消費者のみ
ならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政
につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に
対する国の恒久的な財政措置について検討すること。



第2 陳情事由

- 1 秋田弁護士会は、平成29年11月29日、地方消費者行政の一層の強化を求める意見書を発出した。その内容は、国に対し、①地方消費者行政推進のための交付金（以下「交付金」という。）の継続、②国の事務の性質を有する消費者行政費用に対する恒久的財政負担、③地方消費者行政職員の増員と資質向上のための施策、を求めるものである。その背景には、深刻な消費者被害、とりわけ高齢者の被害・トラブルが拡大しているにもかかわらず、地方消費者行政予算・消費生活相談体制の状況は決して十分ではなく、2016年には全国知事会等の地方公共団体関連4団体ならびに20都道府県が、地方消費者行政の拡充に向けた国の財政措置を要望する意見書を提出したという実情がある。
- 2 国は、交付金を通じて、地方消費者行政の充実・強化につき財政的支援を図っている。平成27年度及び平成28年度は50億円、平成29年度は42億円が計上されていた（補正予算を含む。）。ところが、平成30年度は、地方自治体から60億円超の交付金要求がなされたにもかかわらず、消費者庁予算案では24億円に留まる結果となった。これでは、地方自治体からの予算要請には全く応えられない状況と言わざるを得ず、消費生活相談員や相談窓口担当者の減員、必要な消費者教育や啓発活動を行えないといった事態が懸念される。全国的に消費者行政が大きく後退することが予想される。
- 3 そこで、交付金を獲得するためには、平成31年度予算要求に向けて、地方自治体の現場の声を反映して、地方自治体から意見書を提出してもらうことが効果的と考えられる。
- 4 よって、本陳情を行うものである。

以 上